

第七十二号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十八日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の二中学校の部中

「同 小松川第二中学校 同 平井三丁目二〇番一号」を

「同 小松川第二中学校（夜間学級を除く。） 同 小松川二丁目一

同 小松川第二中学校（夜間学級に限る。） 同 平井三丁目二〇

〇番二号 に改める。

番一号 「

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立小松川第二中学校の改築による移転に伴い、位置を変更するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。